

あなたの くらしと国保 National Health Insurance Guide

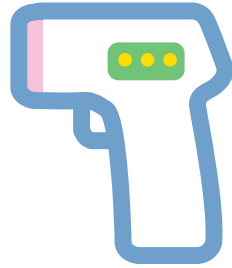
れいわ 令和5年度版
(2023)

FY2023 Edition



新宿区国民健康保険のご案内

Information on Shinjuku City National Health Insurance



新宿区ホームページに、この冊子の電子版を掲載しています。

より詳しい内容を、多言語で読むことができます。

An electronic version of this booklet is available on the Shinjuku City website, where you can read further details in multiple languages.

https://www.city.shinjuku.lg.jp/kenkou/hoken01_002065.html

英語	National Health Insurance Guide
中国語	国民健康保険简介
韓国語	국민건강보험의 안내
ネパール語	राष्ट्रिय स्वास्थ्य बीमा जानकारी
ベトナム語	Hướng dẫn về bảo hiểm sức khỏe công dân
ミャンマー語	အမျိုးသားကျန်းမာရေးအာမခံဆိုင်ရာလမ်းညွှန်

multilingual



あなたのくらしと国保電子版
National Health Insurance Guide
Electronic Version

新宿区国民健康保険からのお知らせ

詳細は電子版をご覧ください。



保険料の納め方がより便利に

保険料が電子マネーで納付できます

あらかじめ利用登録したスマートフォン決済アプリの請求書払いサービスを活用して、事前にチャージした残額から納付することができます。利用できるスマートフォン決済アプリは納付書の裏面に記載の納付場所でご確認ください。令和5年5月から新たにFamiPay、楽天ペイが利用できます。詳細は電子版をご覧ください。

お問い合わせ先 納付推進係



即日口座振替(自動払込)の登録ができます

振替を希望する金融機関のキャッシュカード(磁気付)と暗証番号で即日口座振替の登録ができます。

手続きできる場所：医療保険年金課 納付推進係窓口(新宿区役所本庁舎4階)

必要なもの：手続きする本人名義のキャッシュカード(磁気付)、本人確認書類(4ページ参照)

口座振替開始月：原則として手続きの翌月

対象金融機関：みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、ゆうちょ銀行

※一部ご利用できないカードがあります。

マイナンバーカードの健康保険証利用(マイナ保険証)

マイナンバーカードの健康保険証利用(マイナ保険証)が、令和3年10月から本格運用されています。マイナ保険証では、医療機関や薬局での受付がスムーズになるほか、簡単に医療費の確認ができるなど、とても便利です。

お問い合わせ先 庶務係

マイナ保険証は「マイナポータル」から簡単に申込みことができます。ぜひご利用ください。

なお、令和5年度に予定している国民健康保険被保険者証(保険証)の一斉更新では、マイナ保険証をお持ちの方にも令和5年9月末までに新しい保険証をお送りします。

【マイナ保険証の便利な機能】

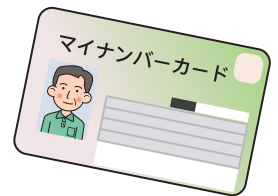
- 就職や転職をした場合でも、引き続き使うことができます。*ただし、加入・脱退の手続きは必要です。
- 高齢受給者証、限度額適用認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)等を個別に提示する必要がありません。
- 初めて受診する医療機関でも、健康診断の結果や処方薬の情報を、医師に伝えることができます(ただし、本人が希望した場合)。

ことができます(ただし、本人が希望した場合)。

マイナ保険証に関する最新の情報は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

また、制度全般に関するお問い合わせは、次の電話番号でご対応します。

マイナンバー総合フリーダイヤル(総務省) ☎0120-95-0178 (通話料無料)



スマートフォン等を活用した便利なお手続き方法の紹介

国民健康保険の資格喪失手続き(脱退手続き)ができます

お問い合わせ先 国保資格係

パソコンやスマートフォンからいつでも電子申請ができますのでご活用ください。

詳細は電子版をご覧ください。

【利用できる方】

- 会社の保険(健康保険・国民健康保険組合等)に加入した方
- ご家族の健康保険の扶養に入った方
- 生活保護を受けるようになった方

* 住民登録の異動(転出等)を伴う脱退手続きや同一世帯以外の代理人による申請は行えません。

自宅や外出先から医療保険年金課の窓口受付状況が確認できます

お問い合わせ先 庶務係

本庁舎4階医療保険年金課に来庁される方は、パソコンやスマートフォンから窓口の混雑状況の確認や受付時に必要な受付番号を発券することができます(発券の際にメールアドレスの登録が必要です)。

詳細は電子版をご覧ください。





目次

こんなとき	内容	ページ
国民健康保険(国保)の仕組みについて知りたい	国保とは	6
	国保で受けられる給付	22
		24
国保の加入、脱退、資格の変更の手続きをしたい	国保とは	6
保険料の決め方を知りたい	保険料	6
		8
		10
		12
保険料の納め方を知りたい	18	
保険料を減免してほしい 保険料が納められない	14	
国保の給付を受けたい (高額な医療費がかかってしまったとき、いったん全額負担したときなど)	国保で受けられる給付	20
		26
		28
		34
		34
		36
		36
		36
		38
38		
健康診査や保養施設等について知りたい	保健事業のご案内	40
お問い合わせ先		42

本人(身元)確認書類について

手続きの際には、以下の書類をお持ちください(有効期限のある書類は、有効期限内のものに限ります)。

● 個人番号確認(郵送申請時には不要です)

1点のみ	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカード(個人番号カード) 個人番号の表示がある住民票 通知カード(住所、氏名等の記載事項に変更がないもの、または正しく変更手続きがとられているもの)
------	--

● 本人(身元)確認 官公署等発行の区が認める書類

1点のみ	顔写真付き証明書 (例) ・マイナンバーカード(個人番号カード) ・運転免許証 ・在留カード ・パスポート ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 など
2点以上	顔写真のない証明書 (例) ・健康保険被保険者証 ・児童扶養手当証書 ・国民健康保険料納入通知書 ・住民票 ・介護保険証 ・国民年金手帳または基礎年金番号通知書 など

※代理の方が手続きをされる場合は、次の書類が必要となります。

- 法定代理人の登記事項証明書 または 委任状(新宿区ホームページからダウンロードできます)
- 届け出の対象となる方の個人番号の確認ができる書類
- 代理の方の本人(身元)確認ができる書類

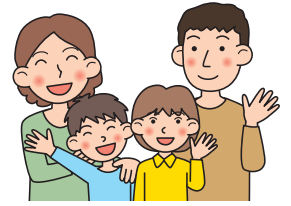
こくほ 国保とは

しょうさい でんしばん
詳細は電子版を
ご覧ください。



国保とは

こくみんけんこうほけん こくほ かにゆうしゃ ひほけんしゃ
国民健康保険(国保)は、加入者(被保険者)であるみなさんが安心して医療が
受けられるように、それぞれの収入に応じてお金を出し合い、そこから医療費
を支払う制度です。加入者のみなさんが病気やけがをしたときには、国保で
医療給付を受ける権利がありますが、その代わりに、世帯主の方は保険料を納
める義務を負います。



こくみんけんこうほけんひほけんしゃしょう ほけんしょう 国民健康保険被保険者証(保険証)

ほけんしょう ひとり まいこうふ
保険証は1人に1枚交付します。みなさんが保険診療を受けるとき
の証明書です。

- 保険証は絶対に他人に貸してはいけません(不正に保険証を使用すると、
法律で罰せられます)。
- 2年ごとに一斉更新を行います。新しい保険証は有効期限が過ぎる前に、
世帯主あてにお送りします。
- 70歳～74歳の方が診療を受けるときは、保険証とあわせて高齢受給者
証を提示してください(詳しくは、24ページをご覧ください)。

とあひさわせ先 さき こくほしかくがかり
お問い合わせ先 国保資格係

東京都 国民健康保険 被保険者証	有効期限 記号 番号 (枝番)
氏名 生年月日 運用開始年月日 交付年月日 住所	性別 見本 女
世帯主氏名 保険者番号	交付者名 新宿区 印

保険料

※保険証の裏面に臓器提供意思表示欄を設けています。臓器移植に関するご質問・お問い合わせは、
(公社)日本臓器移植ネットワーク(☎0120-78-1069)へ。

こくほ かにゆう ひと 国保に加入する人

とあひさわせ先 さき こくほしかくがかり
お問い合わせ先 国保資格係

しよくば けんこうほけん けんこうほけん こくみんけんこうほけんくみあいとう かにゆう かた せいかつ ほ ご う
職場の健康保険(健康保険、国民健康保険組合等)に加入できる方や、生活保護を受けている方以外は、
国保に加入します。

国保で受けられる給付

こじんじぎょうぬし かた 個人事業主の方	たいしよく しょうば 退職などで職場の 健康保険をやめた方	パート・アルバイト等で 職場の健康保険に 加入できない方	じゅうみんとらく 住民登録をしている 外国籍の方で、職場の 健康保険に加入できない方

※外国籍の方で、在留期間が3カ月以下の方、在留期限の切れている方、在留資格が「外交」の方、医療目的・観光・保養等で
発給された「特定活動」に該当する方については、原則、国保に加入できません。

とあひさわせ先 さき こうれいしゃいりょうたんとうかこうれいしゃいりょうがかり
お問い合わせ先 高齢者医療担当課高齢者医療係

※75歳になった方は、一部の方を除き、それまで加入していた医療保険(国民健康保険や社会保険等)から自動的に後期高齢
者医療制度に移行します(届け出不要)。詳細は電子版をご覧ください。



■こんなときには14日以内に届け出を！

各種届け出は、区役所または特別出張所の窓口にお越しください。一部郵送での手続きも可能です。

なお、住民票上の同一世帯員以外の方が届出をする場合は、委任状が必要です。

申請に必要なもの

- 手続きに必要な書類(詳しくは下記の表をご覧ください)
- 届出人の本人(身元)確認書類 ※4ページ参照
- 届出人または手続き対象者の個人番号確認書類 ※4ページ参照

	こんなとき	手続きに必要な書類
入るとき	新宿区に転入してきた*1	転出証明書
	職場の健康保険などをやめた	職場の健康保険の資格喪失証明書 (扶養家族がいない場合は、退職証明書でも代用可)
	生活保護を受けなくなった	保護受給証明書 (単身世帯の場合は、保護廃止決定通知書でも代用可)
	子どもが生まれた*1	国保の保険証*2, 3
やめるとき	新宿区外へ転出する*1	国保の保険証*4
	職場の健康保険などに加入した(電子申請・郵送可)	職場の健康保険証、国保の保険証
	生活保護を受けるようになった(電子申請・郵送可)	国保の保険証、保護受給証明書
	国保の加入者が死亡した*1	国保の保険証 (対象の方の保険証を回収します)

- *1 住民票上の情報を変更する届け出は、戸籍住民課住民記録係または各特別出張所の窓口で受け付けます。
- *2 届け出が必要な方は医療保険年金課へお越しください。
- *3 夫婦一方が被用者保険(社会保険等)の被保険者の場合には、まず被用者保険にお子様を被扶養者として認定できないかを保険者にご確認ください。被扶養者として認定しない場合には、保険者から発出される不認定の通知が必要となります。
- *4 修学のためや介護保険施設等への入所のために新宿区を転出する場合は、申請により新宿区の国保を継続できる場合があります。

■国保をやめる手続きは電子申請・郵送でもできます(詳細は電子版をご覧ください)

電子申請・郵送申請 OK

申請に必要なもの

- 届出人の本人(身元)確認書類(郵送の場合はコピー) ※4ページ参照
- やめる方全員分の国保の保険証の原本(郵送の場合のみ)
- 手続きに必要な書類(郵送の場合は余白に①国保脱退の意思表示、②住所、③電話番号を記入してください)
職場の健康保険などに加入した場合…勤務先の健康保険証(被扶養者分を含む。郵送の場合はコピー)
生活保護を受けるようになった場合…保護受給証明書

■加入の届け出が遅れると…

保険料は国保の資格が発生した月まで遡って(最大2年間)納めることとなります。一方で、保険証が交付されていないため、その間に医療機関等で支払う医療費は全額自己負担となります。

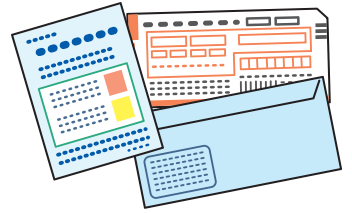
■保険証を紛失したら…

届出人の本人(身元)確認書類を持って医療保険年金課または各特別出張所の窓口で、再交付の手続きをしてください。





みなさんが病気やけがをしたときの医療費等の財源として、みなさんに保険料を納めていただきます。
詳細は、電子版または保険料の通知書に同封のチラシでもご案内しています。



ほけんりょう き かた 保険料の決まり方

とあわせ先 国保資格係

ほけんりょう けつてい ■保険料の決定について

1年間(4月～翌年3月)の保険料は、毎年6月に決定し、6月中旬頃に通知書をお送りします。保険料は、6月納期から翌年3月納期までの年10回払いとなります。納期限は、各納期の末日(金融機関が休業日のときは翌営業日)となります。



ほけんりょう へんこう ■保険料の変更について

新宿区に1月2日以降に転入された方、年度の途中で国保を脱退された方等は、保険料額が変更となる可能性があります。年度途中で保険料額の変更があった世帯には、通知書等を送付します。納付の際は、同封されている最新の納付書で納めてください。



ほけんりょう ふ か けつてい きかんせいげん ■保険料の賦課決定の期間制限について

保険料の賦課決定(保険料の変更)は、当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して2年経過した以後できなくなります。その結果、納めすぎた保険料をお返しできなくなる可能性があります。国保の脱退手続きが済んでいない方や過年度分の所得の申告が済んでいない方等は、速やかに手続きしてください。

国保では一人一人が被保険者となり、保険料もそれぞれかかります。保険料の納付の義務は住民票上の世帯主が負います。世帯主がほかの健康保険に加入していて、世帯員だけが国保に加入している場合(擬制世帯)でも、世帯主が納付義務者となります。このため、保険料の通知書等は、世帯主あてにお送りします。



ほけんりょう けいさんほうほう 保険料の計算方法

とあさき **お問い合わせ先** こくほしかくがかり **国保資格係**

ほけんりょう せたい たんい こくほかにゅうしゃ にんずう かいごほけんだい ごうひ ほけんしゃ こくほ かにゅう さい
 保険料は世帯を単位として、国保加入者の人数と介護保険第2号被保険者(国保に加入している40歳～64歳)の人数と算定基礎額をもとに、次の方式で計算されます。

※算定基礎額とは、前年中の総所得金額及び山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から、基礎控除額43万円(合計所得金額が2,400万円以下の場合)を控除した額です(雑損失の繰越控除額は適用しません)。なお、算定基礎額が0円未満になる場合は0円として扱います。

こくほ
とは

ほけんりょう
とは

こくほ
で受けられる給付

れいわ ねんどほけんりょう **令和5年度保険料** = いりょうぶん **医療分** + こうきこうれいしゃしえんきんぶん **後期高齢者支援金分** + かいごぶん さい さい かつ **介護分(40歳～64歳の方)**

<small>いりょうぶん</small> 医療分	<small>こうきこうれいしゃしえんきんぶん</small> 後期高齢者支援金分	<small>かいごぶん</small> 介護分																														
<table border="1"> <tr><td><small>きんとうわりがく</small> 均等割額</td></tr> <tr><td>45,000円</td></tr> <tr><td>×</td></tr> <tr><td><small>せたい かにゅうしゃすう</small> 世帯の加入者数</td></tr> <tr><td>+</td></tr> <tr><td><small>しよとくわりがく</small> 所得割額</td></tr> <tr><td><small>せたい かにゅうしゃぜんいん</small> 世帯の加入者全員の <small>さんてい き そがく</small> 算定基礎額</td></tr> <tr><td>×</td></tr> <tr><td>7.17%</td></tr> <tr><td><small>ふ かげんどがく</small> 賦課限度額 65万円</td></tr> </table>	<small>きんとうわりがく</small> 均等割額	45,000円	×	<small>せたい かにゅうしゃすう</small> 世帯の加入者数	+	<small>しよとくわりがく</small> 所得割額	<small>せたい かにゅうしゃぜんいん</small> 世帯の加入者全員の <small>さんてい き そがく</small> 算定基礎額	×	7.17%	<small>ふ かげんどがく</small> 賦課限度額 65万円	<table border="1"> <tr><td><small>きんとうわりがく</small> 均等割額</td></tr> <tr><td>15,100円</td></tr> <tr><td>×</td></tr> <tr><td><small>せたい かにゅうしゃすう</small> 世帯の加入者数</td></tr> <tr><td>+</td></tr> <tr><td><small>しよとくわりがく</small> 所得割額</td></tr> <tr><td><small>せたい かにゅうしゃぜんいん</small> 世帯の加入者全員の <small>さんてい き そがく</small> 算定基礎額</td></tr> <tr><td>×</td></tr> <tr><td>2.42%</td></tr> <tr><td><small>ふ かげんどがく</small> 賦課限度額 22万円</td></tr> </table>	<small>きんとうわりがく</small> 均等割額	15,100円	×	<small>せたい かにゅうしゃすう</small> 世帯の加入者数	+	<small>しよとくわりがく</small> 所得割額	<small>せたい かにゅうしゃぜんいん</small> 世帯の加入者全員の <small>さんてい き そがく</small> 算定基礎額	×	2.42%	<small>ふ かげんどがく</small> 賦課限度額 22万円	<table border="1"> <tr><td><small>きんとうわりがく</small> 均等割額</td></tr> <tr><td>16,200円</td></tr> <tr><td>×</td></tr> <tr><td><small>せたい かにゅうしゃ</small> 世帯の加入者のうち 40歳～64歳の <small>かにゅうしゃすう</small> 加入者数</td></tr> <tr><td>+</td></tr> <tr><td><small>しよとくわりがく</small> 所得割額</td></tr> <tr><td><small>せたい かにゅうしゃ</small> 世帯の加入者のうち 40歳～64歳の <small>さんてい き そがく</small> 算定基礎額</td></tr> <tr><td>×</td></tr> <tr><td>1.75%</td></tr> <tr><td><small>ふ かげんどがく</small> 賦課限度額 17万円</td></tr> </table>	<small>きんとうわりがく</small> 均等割額	16,200円	×	<small>せたい かにゅうしゃ</small> 世帯の加入者のうち 40歳～64歳の <small>かにゅうしゃすう</small> 加入者数	+	<small>しよとくわりがく</small> 所得割額	<small>せたい かにゅうしゃ</small> 世帯の加入者のうち 40歳～64歳の <small>さんてい き そがく</small> 算定基礎額	×	1.75%	<small>ふ かげんどがく</small> 賦課限度額 17万円
<small>きんとうわりがく</small> 均等割額																																
45,000円																																
×																																
<small>せたい かにゅうしゃすう</small> 世帯の加入者数																																
+																																
<small>しよとくわりがく</small> 所得割額																																
<small>せたい かにゅうしゃぜんいん</small> 世帯の加入者全員の <small>さんてい き そがく</small> 算定基礎額																																
×																																
7.17%																																
<small>ふ かげんどがく</small> 賦課限度額 65万円																																
<small>きんとうわりがく</small> 均等割額																																
15,100円																																
×																																
<small>せたい かにゅうしゃすう</small> 世帯の加入者数																																
+																																
<small>しよとくわりがく</small> 所得割額																																
<small>せたい かにゅうしゃぜんいん</small> 世帯の加入者全員の <small>さんてい き そがく</small> 算定基礎額																																
×																																
2.42%																																
<small>ふ かげんどがく</small> 賦課限度額 22万円																																
<small>きんとうわりがく</small> 均等割額																																
16,200円																																
×																																
<small>せたい かにゅうしゃ</small> 世帯の加入者のうち 40歳～64歳の <small>かにゅうしゃすう</small> 加入者数																																
+																																
<small>しよとくわりがく</small> 所得割額																																
<small>せたい かにゅうしゃ</small> 世帯の加入者のうち 40歳～64歳の <small>さんてい き そがく</small> 算定基礎額																																
×																																
1.75%																																
<small>ふ かげんどがく</small> 賦課限度額 17万円																																

※未就学児は、均等割額が半額となります。

■ じゅうみんぜい しんこく しよとく しんこく 住民税の申告(所得の申告)について

ほけんりょう さんてい き そがく じゅうみんぜい かげいないよう もと けいさん
 保険料の算定基礎額は、住民税の課税内容に基づいて計算しています。
 せたい ぜんいん しよとく しんこく おこな 世帯の全員が所得の申告を行うと、ほけんりょう きんとうわりがく げんがく 保険料の均等割額の減額(14ページ)等の制度の適用を受けられることがあります。ぜんねんちゅう しよとく とう せいほうじょうしよとく しんこく ふう 前年中に所得がない等、税法上所得の申告が不要な方でも、かつ じゅうみんぜい しんこく 住民税の申告をしてください。



ほけんりょう げんめん 保険料が減免される時

とあさき
お問い合わせ先 国保資格係

きんとわりがく げんがく げんがく ふ か 均等割額の減額(減額賦課)

ぜんねんちゆう しょとく いってい きじゆん い か せたい きんとわりがく げんがく
前年中の所得が一定の基準以下の世帯は、均等割額が減額されます。この適用を受けるには、前年中の所得について世帯主を含む加入者全員の所得が判明していることが必要です。

ぜんねんちゆう しょとく ぜいほうじゆうしょとく しんこく ふよう かた じゅうみんぜい しんこく
前年中に所得がない等、税法上所得の申告が不要な方でも、住民税の申告をしてください。

※国保に加入していない世帯主の方に所得がある場合は、減額にならない場合があります。

※減額の可否を判定する基準日は、令和5年4月1日(新規加入者は国保に加入した日)となります。

れいわ ねんどげんがくきじゆんひよう 令和5年度減額基準表

	げんがくわりあい 減額割合	しょとくきんがく ぜんねん そうしょとくきんがくとう 所得金額(前年の総所得金額等)
ごうげんがく 1号減額	わり 7割	まんえん きゆうよ ねんきんしょとくしゃ ごうけいすう まんえん 43万円+(給与または年金所得者の合計数-1)×10万円
ごうげんがく 2号減額	わり 5割	まんえん きゆうよ ねんきんしょとくしゃ ごうけいすう まんえん 43万円+(給与または年金所得者の合計数-1)×10万円 + 29万円×(世帯の被保険者と特定同一世帯所属者の人数※)
ごうげんがく 3号減額	わり 2割	まんえん きゆうよ ねんきんしょとくしゃ ごうけいすう まんえん 43万円+(給与または年金所得者の合計数-1)×10万円 + 53.5万円×(世帯の被保険者と特定同一世帯所属者の人数※)

とくていどういつせたいしよぞくしゃ こうきこうれいしやいりようせいどうこう こくほ だつたい かた
※特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度移行により国保を脱退した方のことです。

ひじはつてきしつぎようしゃ たい ほけんりょう けいげん そち 非自発的失業者に対する保険料の軽減措置

とうさん かいこうとう りしよく かた い か すべ じょうけん がいとう かた とど で ぜんねん
倒産や解雇等により離職された方で、以下①・②の全ての条件に該当する方は、届け出により前年の給与所得を100分の30に軽減して保険料を計算します。軽減期間は、離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までです。

- ①離職日時点で65歳未満の方
- ②公共職業安定所(ハローワーク)から「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険受給資格通知」が交付されている方で、離職理由の番号が「11・12・21・22・23・31・32・33・34」の方

いっばんげんめん 一般減免

さいがい とうさん びようき せいかつ いちじる こんなん
災害、倒産、病気などで生活が著しく困難
となった場合に、自分の資産や能力を活用しても納付が困難になったときは、保険料の減額・免除を申請することができます。申請される方は電話などで事前にご相談ください。
なお、納期限が過ぎてしまった保険料は、対象となりません。



国保とは

保険料

国保で受けられる給付



ほけんりょう げんめん 保険料が減免されるとき

とあひさき
お問い合わせ先 国保資格係

りゅうがくせい にほん にゅうこく かた きんとうわりほけんりょう けいげん 留学生や日本に入国したばかりの方の均等割保険料の軽減

ぜんねん がつ がつ あいだ にほん きゅうよしゅうにゅう まんえん い か かた てつづ ほけんりょう
前年の1月～12月の間に、日本での給与収入が98万円以下だった方は、手続きをすると、保険料が7割減額される場合があります。留学生や日本に入国したばかりの方は、医療保険年金課国保資格係で手続きしてください。また、留学生の方は毎年手続きをしてください。

てつづ ひつよう 【手続きに必要なもの】

がいこくせき ばあい
〈外国籍の場合〉

- [1] ざいりゅう
在留カード
- [2] がくせいしょう にゅうがくきよかしょう りゅうがくせい
学生証または入学許可証(留学生のみ)

にほんこくせき ばあい
〈日本国籍の場合〉

- [1] しゅつにゅうこく おういん
パスポート(出入国のスタンプが押印されたもの)
- [2] かおじゃしんつ ほんにんかくにんしよるい ゆうこうきげん き かた
顔写真付きの本人確認書類(パスポートの有効期限が切れている方)

てつづ 【手続きをするところ】

いりようほけんねんきんかこくほしかくがかり
医療保険年金課国保資格係
しんじゅくくやくしよほんちようしゃ かい ほんまどぐち
(新宿区役所本庁舎4階8番窓口)



こうきこうれいしゃいりようせいどいこう ともな ほけんりょう げんめん 後期高齢者医療制度移行に伴う保険料の減免

ほけんりょうふたん さい いじょう けんこう ほけん ひ ふようしゃ けんこうほけんひほけんしゃ こうき
保険料負担のなかった65歳以上の健康保険被扶養者が、健康保険被保険者の後期
こうれいしゃいりようせいどがいとう さいとつ たつ とこな こくほ かにゅう ばあい とど で げんがく
高齢者医療制度該当(75歳到達)に伴い国保に加入した場合には、届け出により、減額ま
たは一部免除になります。



みしゅうがくじ かか きんとうわりほけんりょう けいげん 未就学児に係る均等割保険料の軽減

こそだ せだい しえん みしゅうがくじ かか きんとうわりほけんりょう わり けいげん げんがく
子育て世代への支援として、未就学児に係る均等割保険料が5割に軽減されます。軽減を受けるにあつ
て、申請等の必要はありません。



ほけんりょう のうきげん かくのうき まつじつ きんゆうきかん きゅうぎょうび よくえいぎょうび
 保険料の納期限は、各納期の末日(金融機関が休業日のときは翌営業日)です。

1 口座振替(自動払込)による納付

まいつきまつじつ ど にちようび しゅくじつとう ばあい よくえいぎょうび してい よちよきんこうざ じどうてき おさ
 毎月末日(土・日曜日、祝日等の場合は翌営業日)に指定の預貯金口座から自動的に納
 めることができます。登録の手続きは「新宿区国民健康保険料口座振替(自動払込)
 依頼書」でお申し込みください。

また、みずほ、三菱UFJ、三井住友、りそな、ゆうちょの各銀行の金融機関口座の場合は、口座名義人
 ご本人がキャッシュカード(磁気付)を区役所にお持ちいただき、暗証番号で簡単に口座振替の手続きが
 完了します。納め忘れのない口座振替での支払いを是非ご利用ください。なお、一部ご利用できないカー
 ドがあります。

毎年12月に、その年に口座から引き落としされた保険料のお知らせ「口座振替領収証書」をお送りします。



2 キャッシュレスによる納付

スマートフォンやパソコン等を利用した各種キャッシュレス決済方法は、キャッシュレス対応を行って
 いる各社の利用規約をよくご確認のうえ、詐欺などに十分注意して手続きを行うようお願いいたします。

■モバイルレジによる納付

納付書(30万円以下)に印刷されたバーコードをスマートフォンのカメラで読
 み取り、モバイルバンキング(インターネットを経由して利用する銀行サービス)
 やクレジットカードを利用して納付することができます。詳細は電子版または
 株式会社NTTデータの「モバイルレジホームページ」をご覧ください。なお、ク
 レジット納付は区役所等の窓口でクレジットカード決済ができるサービスではあり
 ません。



■ペイジーによる納付

スマートフォンやパソコン、ATMから納付することができます。上限金額な
 く利用でき、振込手数料もかかりません。詳細は電子版または「Pay-easy (ペ
 イジー)ホームページ」をご覧ください。



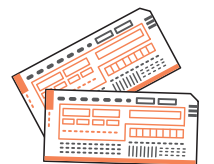
■コード決済を活用した電子マネーによる納付

あらかじめ利用登録したスマートフォン決済アプリの請求書払いサービスで、納付書に印字された
 バーコードを読み取り、事前にチャージした残額から納付することができます。利用できるスマートフォ
 ン決済アプリは納付書の裏面に記載の納付場所でご確認ください。詳細は電子版をご覧ください。

3 納付書による納付

納付できる場所

- 新宿区役所(医療保険年金課) ● 各特別出張所 ● 銀行 ● 信用金庫 ● 信用組合(都内)
- 郵便局、ゆうちょ銀行 ● コンビニエンスストア(納付書の裏面に記載)



4 年金特別徴収(年金からの引き落とし)

65歳~74歳で条件を満たす世帯の方は、世帯主の年金から保険料を納めていただけます。
 詳細は、電子版または保険料の通知書に同封のチラシでもご案内しています。

国保とは

保険料

国保で受けられる給付

しょうさい でんしばん
詳細は電子版を
ご覧ください。



ほけんりょう のうふ こんなん 保険料の納付が困難なとき

とあ さき のうふすいしんがかり
お問い合わせ先 納付推進係

のうふそうだん 納付相談をしてください

ほけんりょう のうふ こんなん ばあい のうきげん まで のうふすいしんがかり そうだん きゅうじつ
保険料の納付が困難な場合は、納期限までに納付推進係へご相談ください。休日
かいちようび ばんそくまいつきだい にちようび のうふそうだん うけつけ おこな
開庁日(原則毎月第4日曜日)にも納付相談の受付を行っています。
きゅうじつ のうふそうだん でんしばん かくにん
休日納付相談については、電子版をご確認ください。



のうきげん まで ほけんりょう のうふ 納期限までに保険料の納付がないと…

とくそく さいこく 督促・催告

ほうれい もと とくそくじょう そうふ でんわ ぶんしょ とう さいこく おこな
法令に基づき督促状を送付します。さらに、電話、文書、ショートメッセージ等による催告を行います
のうきげん す のうふ ばあい い ちが れんらくとう のうきげん まくじつ
(納期限を過ぎて納付された場合、行き違いで連絡等を行うことがあります)。また、納期限の翌日か
のうふ にっすう おう えんたいきん せいきゅう
ら納付日までの日数に応じた延滞金を請求することがあります。

おさ い か そち と それでも納めないでいると、以下のような措置が取られます。

ひ ほけんしゃしかくしょうめいしょ こうふ 被保険者資格証明書の交付

さいがい とくべつ じじょう たいのう せたい たい ほけんしやう へんかん
災害などの特別な事情がなく滞納している世帯に対して、保険証の返還を
もと へんかん せたい へんかん ばあい ゆうこうきげん けいか へんかん
求め、返還した世帯(返還されない場合でも、有効期限の経過をもって返還し
たとみなします)には、「被保険者資格証明書」を交付します。医療機関にかか
さい ひ ほけんしゃしかくしょうめいしょ ていじ いりようきかん
る際は、「被保険者資格証明書」を提示してください。ただし、医療機関での
いりようひ ぜんがくじ こふたん ごじつ しんせい いりようひ こくほふたんぶん
医療費は全額自己負担となります(後日、申請により医療費(国保負担分)をお
返ししますが、保険料の滞納がある場合は、滞納保険料に充当します)。
なお、滞納保険料を完納した場合は、通常の保険証を交付します。

東京都国民健康保険被保険者資格証明書	
在留期限	まで
交付年度	交付
住所	(住所)
氏名	見本
氏名	
生年月日	
交付者名	
保険番号	新宿区印
保険番号	XXXXXXXXXX

きゅうふ せいげん 給付の制限

こうがくりやうよう ひ とくべつりやうよう ひ ほけんきゅうふ ぜんぶ いちぶ たいのうほけんりやう じゅうとう さ と
高額療養費・特別療養費など、保険給付の全部または一部が滞納保険料に充当されたり、差し止めら
れたりする場合があります。また、保険料の滞納がある場合は、限度額適用認定証(限度額適用・標準
ふたんがくげんがくにんていしやう こうふ
負担額減額認定証)を交付できないことがあります。

たいのうしよぶん 滞納処分

とくべつ じじょう たいのう せたい のうふそうだん おう せたい ほうれい もと
特別な事情がなく滞納している世帯や納付相談にも応じない世帯などには、法令に基
づいて預貯金・給与・生命保険などの財産調査を行い、財産の差し押えによる滞納処分
じっし
を実施します。



これらの措置が取られても、滞納している保険料の納付義務はなくなりません。

こくほ 国保で受けられる給付

しょうさい でんしばん
詳細は電子版を
らん
ご覧ください。



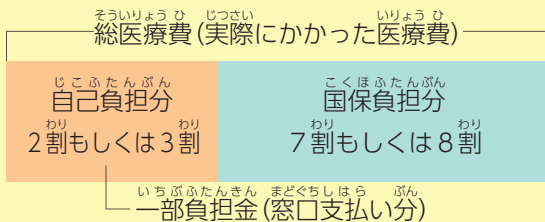
こくほ はい 国保に入っていると

と あい さき
お問い合わせ先 国保給付係

こくほ かにゆう
国保に加入していると、いりようきかん じゆしん
医療機関で受診したときのいりようひ
医療費をはじめ、さまざまな給付が受けられます。
いりようきかん まどぐち ほけんしやう ていじ
医療機関の窓口で保険証を提示すれば、いってい じ こふたんがく いちぶふたんきん
一定の自己負担額(一部負担金)で医療を受けることができます。

いちぶふたんきん 一部負担金

- 0歳～就学前 2割
 - 就学後～69歳 3割
 - 70歳～74歳 2割もしくは3割*
- ※詳しくは24ページ参照



ほけんしやう つか ばあい 保険証が使えない場合

- けんこうしんだん よぼうちゆうしや
健康診断や予防注射
- せいじやうぶんべん
正常分娩
- びやうせいけい
美容整形
- さがく
差額ベッド
- たん かた きんにくひろとう たいい じゅうどう
単なる肩こりや筋肉疲労等に対する柔道
せいふくし
整復師、はり・きゅう師、マッサージ師
の施術 など

きゆうふ せいげん 給付が制限される場合

- けんか、でいすいとう びやうき
けんか、泥酔等によるけがや病氣
- こい じ こ はんざい びやうき
故意の事故や犯罪によるけがや病氣

こうつうじ こ 交通事故などにあったとき

こうつうじ こ ぼうりよくとう だいさんしや かがいしや う
交通事故や暴力等、第三者(加害者)から受けたけがや病氣等の治療費は、ほんらいかがいしや ぜんがくふたん
本来加害者が全額負担すべきで
すが、かがいしやふめい かがいしや はな あ とう ばあい 国保の給付が受けられます。その際は、必ず
しんじゅくく とど で ごとつ しんじゅくく た か ちりようひ かがいしや せいきやう
新宿区に届け出をしてください。後日、新宿区が立て替えた治療費を加害者に請求します。

こくほ ちゆういてん 国保をやめるときの注意点

と あい さき
お問い合わせ先 国保給付係

てんしゆつ しょうば けんこうほけん かにゆう とう しんじゅくく 国保
転出したときや、職場の健康保険に加入した等、新宿区の国保をやめているにもか
かわらず、その保険証を使って診療を受けた(受けていた)ときは、ごじつ しんじゅくく
いりようひ 国保給付係 へんかん
医療費(国保負担分)を返還していただきます。

なお、てんしゆつさき しょうば けんこうほけんしやう ころふ じかん
転出先・職場の健康保険証が交付されるまでに時間がかかることがあります。
けんこうほけんしやう てもと とど あたら けんこうほけん かにゆう び さかのぼ しんじゅくく
健康保険証が手元に届いていなくても、新しい健康保険の加入日に遡って新宿区
の国保の資格がなくなります。



きゆうふせいど しょうさい くわ しんせいほうほう でんしばん らん
給付制度の詳細や詳しい申請方法は、電子版でご覧いただけます。本冊子と併せて活用してください。
ふめいてん 国保給付係
また、ご不明点があれば国保給付係までご連絡ください。TEL 03-5273-4149 FAX 03-3209-1436


国保とは

保険料

国保で受けられる給付

こうれいじゆきゆうしやしやう
高齢受給者証

しょうさい でんしばん
詳細は電子版を
ご覧ください。



とあひさわせき
お問い合わせ先 国保資格係

国保で医療を受ける70歳～74歳の方には、70歳の誕生月の翌月(誕生日が月の初日の場合は誕生月)から使用できる高齢受給者証をお送りします。高齢受給者証には、病院等の窓口での一部負担割合(2割もしくは3割)が表示されています。診療を受けるときは、「保険証」と「高齢受給者証」の両方を提示してください。

なお、マイナンバーカードの健康保険証利用(マイナ保険証)の登録後は、「保険証」と「高齢受給者証」がなくても診療を受けることができます。利用できる医療機関等は、厚生労働省のホームページで確認できます。

一部負担割合の判定基準

医療費の自己負担割合は、毎年、住民税の課税標準額※1に基づいて判定します。詳しくは電子版、または高齢受給者証に同封のチラシをご覧ください。

東京都 国民健康保険高齢受給者証	
有効期限	年 月 日
交付年月日	年 月 日
記号	番号 (枝番)
世帯主	住所
	氏名
対象被保険者	氏名
	生年月日
	一部負担金の割合
	発効期日
保険者番号並びに交付者の名称及び印	138040 新 宿 区 印

住民税の課税標準額※1が145万円以上の70歳～74歳の国保加入者がいる

はい

いいえ

70歳～74歳の国保加入者全員の旧但し書き所得(総所得金額等から、基礎控除額を差し引いた額)の合計金額が210万円以下

いいえ

はい

同一世帯に70歳～74歳の国保加入者が

- ① 1人で、年間の総収入が383万円未満
- ② 2人以上で、年間の総収入が520万円未満
- ③ 国保から後期高齢者医療制度に移行した人の収入も含めて年間の総収入が520万円未満

いいえ

はい

3割負担

2割負担※2

2割負担

※1 課税標準額とは総所得金額等から、各種所得控除を差し引いた額です。

※2 申請が必要な場合があります。

国保とは

保険料

国保で受けられる給付



こくほ きゅうふせいど 国保の給付制度

とあさき
お問い合わせ先 国保給付係

① 療養費の支給～いったん全額負担したとき～

保険証を持たずに医療機関等で受診した場合や、医師の指示により治療用装具を作った場合など次の事由でかかった費用は、いったん被保険者が全額を支払う必要があります。ただし、後日、新宿区に申請することによって、申請後約3か月で、支払い額の7割もしくは8割が「療養費」として返還されます。

診療日の翌日(治療用装具は領収書の日付の翌日)から2年を経過すると時効により支給できなくなります。

国保とは

急病など、やむを得ない理由で
保険証を持たずに保険診療を受けたとき
※真にやむを得なかったかどうか審査の対象



必要書類

- 支払った医療費の領収書
- 診療(調剤)報酬明細書(医療機関等発行)

医師の指示により
治療用装具を作ったとき



必要書類

- 装具を必要とする医師の証明書等
- 装具の領収書・明細書
- 写真(靴型装具のみ)

保険料

柔道整復師にかかったとき
※急性・亜急性のけがの治療

必要書類

- 施術の明細書(柔道整復師発行)
- 施術料金明細書

はり・きゅう、マッサージの施術を受けたとき
※医師の同意が必要

必要書類

- 施術を認めた医師の同意書
- 施術の明細書(施術師発行)
- 施術料金明細書

海外でやむを得ない理由で、保険診療に該当する
治療等を受けたとき
※治療目的の渡航の場合は対象外



必要書類

- 診療内容明細書(傷病名がわかるもの) …A
- 支払った医療費の領収書・明細書…B
- A・Bの日本語の訳文
- 治療を受けた方のパスポート
- 調査同意書

国保で受けられる給付



申請に必要なもの

- 療養費支給申請書
- 保険証
- 窓口に来る方の本人(身元)確認書類 ※4ページ参照
- 受診当時の世帯主の振込先の分かるもの
- その他、内容に応じた必要書類(上記を確認してください)

ゆうそうしんせい
郵送申請OK



しょうさい でんしばん
詳細は電子版を
ご覧ください。



② 高額療養費制度～医療費が高額になったとき～

月の初日から末日までの1カ月間で医療費が高額になり、医療費の一部負担金が自己負担限度額を超えた世帯には、超えた部分が支給されます。支給される世帯には、通常受診月の3～4カ月後に世帯主あてに通知をお送りします。通知が届いたら申請してください。支給まで1カ月程度かかります。診療を受けた月の翌月の初日から2年を経過すると時効により支給できなくなります。



また、保険料の滞納がないなど、一定の条件を満たしている世帯は、2回目以降の申請手続きが不要となり、自動振込となります。

申請に必要なもの

- 新宿区からお送りした高額療養費支給申請書
- 窓口に来る方の本人(身元)確認書類 ※4ページ参照
- 世帯主と診療を受けた方の個人番号確認書類 ※4ページ参照

ゆうそうしんせい
郵送申請OK



70歳未満の方の場合

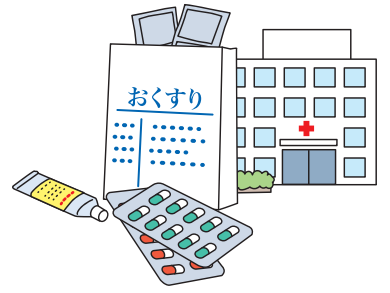
70歳未満の自己負担限度額(表1)

くぶん 区分	しよとくようけん せたい 所得要件(世帯)※1	じこふたんげんどがく 自己負担限度額	
		かこ かげつない 過去12カ月以内の1～3回目	かいめいこう たすうかいがいたう 4回目以降(多数回該当)※2
ア	901万円超	252,600円/月(総医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた額の1%分が加算)	140,100円/月
イ	600万円超～ 901万円以下	167,400円/月(総医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた額の1%分が加算)	93,000円/月
ウ	210万円超～ 600万円以下	80,100円/月(総医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた額の1%分が加算)	44,400円/月
エ	210万円以下	57,600円/月	44,400円/月
オ	住民税非課税	35,400円/月	24,600円/月

※1 所得とは、総所得金額等から基礎控除を差し引いたものです。所得不明の方がいる世帯は、「ア」の区分となります。診療年月が1月から7月までは前々年の所得を、8月から12月までは前年の所得を使用します。
 ※2 多数回該当については、30ページ下の「自己負担限度額以上支払った月のカウント方法」をご覧ください。

■ 複数の世帯員、医療機関での受診があった場合の合算する条件について(70歳未満の場合)

1. 1カ月ごと(月の初日から末日)
2. 医療機関ごと
※同じ医療機関であっても内科と歯科、外来と入院は区別します。
3. 受診者ごと
4. 外来の院外処方箋で薬局に支払った額は、処方箋発行医療機関での一部負担額と合算可能
→上記を満たし、21,000円以上になったときに合算の対象となります。



国保とは

保険料

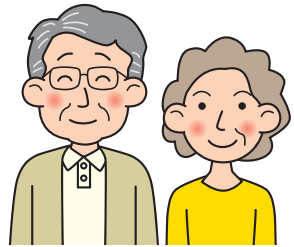
国保で受けられる給付

さいいじょう さいみまん かた ばあい
70歳以上75歳未満の方の場合

じこふたんげんどがく ひょう
自己負担限度額(表2)


くぶん 区分	しよとくようけん せたい 所得要件(世帯) ^{※1}	ふたんわりあい 負担割合	じこふたんげんどがく 自己負担限度額		
			がいらい こじんたんい 外来(個人単位)	がいらい にゅういん せたいたんい 外来+入院(世帯単位)	かいめいこう 4回目以降 たすうかいがいとう (多数回該当) ^{※2}
げんえき な 現役並みⅢ	じゅうみんぜい かぜいひょうじゆんがく 住民税の課税標準額が 690万円以上	わり 3割	252,600円/月(総医療費が842,000円を こえた場合は、そのこえた額の1%分が加算)		140,100円
げんえき な 現役並みⅡ	じゅうみんぜい かぜいひょうじゆんがく 住民税の課税標準額が 380万円以上 690万円未満		167,400円/月(総医療費が558,000円を こえた場合は、そのこえた額の1%分が加算)		93,000円
げんえき な 現役並みⅠ	じゅうみんぜい かぜいひょうじゆんがく 住民税の課税標準額が 145万円以上 380万円未満		80,100円/月(総医療費が267,000円を こえた場合は、そのこえた額の1%分が加算)		44,400円
いっばん 一般	じゅうみんぜい かぜいひょうじゆんがく 住民税の課税標準額が 145万円未満	わり 2割	18,000円 (年間144,000円上限) ^{※3}	57,600円	44,400円 (外来+入院)
Ⅱ	じゅうみんぜい ひ かぜい 住民税非課税		8,000円	24,600円	—
Ⅰ	じゅうみんぜい ひ かぜい 住民税非課税		8,000円	15,000円	—






- ※1 課税標準額とは総所得金額等から各種所得控除を差し引いた額です。
診療年月が1月から7月までは前々年の所得を、8月から12月までは前年の所得
を使用します。
- ※2 多数回該当については、下記の「自己負担限度額以上支払った月のカウント方法」
をご覧ください。なお、区分が一般の方は、外来+入院の自己負担限度額を超え
た月が3回以上あったときの4回目以降の限度額です。
- ※3 8月から翌年7月までに、外来診療で支払った医療費が144,000円を超えた場合に、
こえた額が支給されます。支給される世帯には、年に1回、世帯主あてに通知をお
送りしますので申請してください。



じこふたんげんどがくいじょうしほら つき ほうほう
自己負担限度額以上支払った月のカウント方法

じゅしんづきいぜん かげつない じこふたんげんどがくいじょうしほら つき かず げんどがく か
受診月以前の12カ月以内に、自己負担限度額以上支払った月の数によって、限度額が変わります。

※自己負担限度額以上支払った月を「」としています

3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
												
	かいめ 1回目				かいめ 2回目			かいめ 3回目				かいめ 4回目

↓
ここからカウントを始める
受診月の12カ月より前のためカウント対象外

↓
たすうかいがいとう
多数回該当

国保とは

保険料


国保で受けられる給付




けいさんれい さいみまん せたい
計算例(70歳未満の世帯)

れい しょうとくくぶん ひょう
例：所得区分「ウ」※28ページの表1


おと さい
夫(50歳)
にゅういん えん
入院 300,000円
(わりふたん 3割負担)
そういりょうひ えん
総医療費：1,000,000円



つま さい
妻(50歳)
がいらい えん
外来 6,000円
(わりふたん 3割負担)
そういりょうひ えん
総医療費：20,000円



こ さい
子(20歳)
がいらい えん
外来 30,000円
(わりふたん 3割負担)
そういりょうひ えん
総医療費：100,000円



せたいぜんたい いちぶふたんがく さんしゅつ
①世帯全体の一部負担額を算出する。

$$300,000\text{円} + 30,000\text{円} = 330,000\text{円}$$

※妻の外来6,000円は21,000円以上という条件を満たさないため、世帯合算の対象からは外れます(28ページ下の「複数の世帯員、医療機関での受診があった場合の合算する条件について」を参照)。

せたいぜんたい じこふたんげんどうがく けいさん
②世帯全体の自己負担限度額を計算する。

$$80,100\text{円} + (1,100,000\text{円} - 267,000\text{円}) \times 1\% = 88,430\text{円}$$

※自己負担限度額の計算方法は、28ページの表1を参照


せたいぜんたい しきゅうがく けいさん
③世帯全体の支給額を計算する。

$$330,000\text{円} - 88,430\text{円} = 241,570\text{円(支給額)}$$


けいさんれい さいいじょう さいみまん せたい
計算例(70歳以上75歳未満の世帯)

れい しょうとくくぶん いっぱん ひょう
例：所得区分「一般」※30ページの表2

おと さい
夫(73歳)
がいらい えん
外来A 15,000円(わりふたん 2割負担)
がいらい えん
外来B 5,000円(わりふたん 2割負担)
そういりょうひ えん
総医療費合計：100,000円



つま さい
妻(73歳)
がいらい えん
外来 3,000円(わりふたん 2割負担)
にゅういん えん
入院 50,000円(わりふたん 2割負担)
そういりょうひ えん
総医療費合計：265,000円



こじん がいらいしやうかんでん さんしゅつ
①個人ごとの外来償還額を算出する。

$$\text{夫} : (15,000\text{円} + 5,000\text{円}) - 18,000\text{円} = 2,000\text{円}$$

→ 区分「一般」の外来限度額 ※30ページの表2を参照

$$\text{妻} : 0\text{円} \quad \text{※外来で負担した3,000円が限度額18,000円に満たないため}$$

せたいぜんたい しきゅうがく けいさん
②世帯全体の支給額を計算する。

$$(18,000\text{円} + 3,000\text{円} + 50,000\text{円}) - 57,600\text{円} = 13,400\text{円}$$

↳ なお残る夫の自己負担額 ↳ 妻の外来負担額 ↳ 妻の入院負担額 ↳ 区分「一般」の世帯限度額
 ※30ページの表2を参照


しきゅうがく とうけい
③支給額を合計する。

$$2,000\text{円} + 13,400\text{円} = 15,400\text{円(支給額)}$$

にゅういんじ いりょうひ しはら
入院時の医療費がどうしても支払えないとき

さいがい しつぎょう いちじてき せいかつごんなん いりょうひ じこふたんがく しはら こま じぜん しんせい
災害や失業により一時的に生活困難になり、医療費の自己負担額の支払いに困ったときは、事前の申請
および審査のうえ、自己負担額を減額または免除する制度があります。必ず入院前にご相談ください。

しょうさい でんしばん
詳細は電子版を
らん
ご覧ください。



③ 限度額適用認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)

「限度額適用認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)」を提示すると、1カ月間に1つの医療機関(入院・外来は別、内科と歯科は別)の窓口で支払う医療費が自己負担限度額までとなります。

交付希望の方は、国保給付係に申請してください。ただし、保険料に滞納があると交付できないことがあります。また、適用年月日は申請月の初日からとなります。

70歳以上の方で、所得区分が「一般」・「現役並みⅢ」(30ページの表2を参照)の場合は、高齢受給者証の提示のみで医療費が自己負担限度額までとなります。

なお、マイナンバーカードの健康保険証利用(マイナ保険証)の登録後で、保険料に滞納がない場合は、「限度額適用認定証」がなくても自己負担限度額を超える支払いが免除されます。利用できる医療機関等は、厚生労働省のホームページで確認できます。

国保とは

れい ねんれい さい しょとくくぶん げんどがく えん
例：年齢40歳 所得区分「エ」(限度額57,600円)
※28ページの表1を参照
いちぶふたんがく えん わりふたん
一部負担額90,000円(3割負担)
そういりょうひ えん
総医療費300,000円

■ 医療機関に限度額適用認定証の提示がない場合
医療機関の窓口で一部負担額90,000円(3割負担)を支払い、後日、高額療養費として32,400円の支給を受けます。

■ 医療機関に限度額適用認定証を提示した場合
医療機関の窓口で自己負担限度額57,600円を支払います。

東京都 国民健康保険限度額適用認定証	
有効期限	年 月 日
交付年月日	年 月 日
記号	番号 (枝番)
世帯主	住所
	氏名
適用対象者	氏名
	生年月日
	発効期日
	適用区分
保険者番号並びに交付者の名称及び印	138040 新宿区 印

保険料

申請に必要なもの

- 世帯主または交付を受ける方の保険証
- 窓口に来る方の本人(身元)確認書類 ※4ページ参照
- 交付を受ける方の個人番号確認書類 ※4ページ参照

ゆうそうしんせい 郵送申請OK



国保で受けられる給付

④ 入院中の食事代

標準負担額(1食あたり)を自己負担し、残りは保険者が負担します。

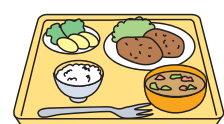
区分	標準負担額(1食あたり)
■ 住民税課税世帯	460円
■ 70歳未満で住民税非課税世帯	90日目までの入院 210円
■ 70歳以上で住民税非課税世帯Ⅱ (30ページの表2参照)	
	90日を超える入院 160円*
■ 70歳以上で住民税非課税世帯Ⅰ(30ページの表2参照)	100円

*申請月以前の12カ月以内に90日を超える入院をした方は、申請してください。標準負担額が210円から160円に減額される標準負担額減額認定証を交付します。ただし、申請月の翌月から適用になります。

*非課税世帯の場合、標準負担額減額認定証を提示すると標準負担額が減額されます。

*やむを得ない理由で減額が受けられなかった場合は、申請により標準負担額の差額を支給します。

詳しくはお問い合わせください。



無料低額診療事業

国保の仕組みとは別に、経済的理由により適切な医療を受けることができない方々が、一時的に医療機関の診療を必要とする場合に、無料または低額で診療を受けられる制度があります。

※一定の条件があり、事前申請が必要 福祉部生活福祉課相談支援係へ相談してください。
福祉部生活福祉課相談支援係 TEL 03-5273-4552 FAX 03-3209-0278



国保とは

⑤ 出産したとき

加入者が出産したとき、出産育児一時金を支給します。

しゅっさんび 出産日	しゅっさんいくじいちじきんしきゅうがく 出産育児一時金支給額 (出産児1人あたり)
れいわ ねん がつ にち 令和5年3月31日まで	まんえん 42万円
れいわ ねん がつ にち 令和5年4月1日から	まんえん 50万円

* 妊娠12週と1日(85日)以上の生産・流産・死産が対象

保険料

▶ 直接支払制度・受取代理制度

新宿区から医療機関に直接出産育児一時金を支払います。
詳しくは出産予定の医療機関にお問い合わせください。

▶ 下記の方は新宿区での手続きが必要

- ・ 直接支払制度を利用しない、または出産される医療機関が対応しない場合
- ・ 出産費用が出産育児一時金に満たず差額支給がある場合
- ・ 外国で出産した場合(※事前にお問い合わせください)
※ 出産の翌日から2年を経過すると時効により支給できなくなります。

申請に必要なもの

ゆうそうしんせい
郵送申請OK

- 医療機関等と交わす合意文書
- 領収書・明細書
- 保険証
- 出産の確認ができるもの
- 世帯主の口座が分かるもの
- 窓口に来る方の本人(身元)確認書類
※ 4ページ参照
- 出産された方の個人番号確認書類
※ 4ページ参照



国保で受けられる給付

⑥ 亡くなったとき

加入者が亡くなったとき、葬祭を行った方に対し、7万円が支給されます。

葬祭を行った方が申請者となります。

葬祭の翌日から2年を経過すると時効により支給できなくなります。

ゆうそうしんせい
郵送申請OK

申請に必要なもの

- 葬祭を行った領収書の原本
- 葬祭を行った方の口座がわかるもの
- 窓口に来る方の本人(身元)確認書類
※ 4ページ参照



⑦ 傷病手当金

国保の加入者で令和5年5月7日までに新型コロナウイルス感染症に感染するなど、給与等の支払いを受けることができなくなった方に傷病手当金を支給します。2年を経過すると時効により支給できなくなります。申請する場合は事前にお問い合わせください。

しょうさい でんしばん
詳細は電子版を
ご覧ください。



8 長期特定疾病で療養の方

下記の特定疾病で療養される方は、「特定疾病療養受療証」の交付申請をしてください。医療機関に提示すると、その治療費の自己負担限度額が1カ月1万円となります。ただし、70歳未満の人工透析にかかる療養について、所得(基礎控除後)が600万円を超える世帯の方、または1人でも所得不明の方がいる世帯の方の自己負担限度額は1カ月2万円です。申請月の初日から適用となり、遡って交付できません。

対象となる特定疾病

- 人工腎臓(人工透析)を実施している慢性腎不全
- 血しょう分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害または第Ⅸ因子障害(いわゆる血友病)
- 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群(血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染)

申請に必要なもの

- 対象疾病を証明するもの
- 窓口に来る方の本人(身元)確認書類 ※4ページ参照
- 認定を受ける方の個人番号確認書類 ※4ページ参照

ゆうそうしんせい
郵送申請OK



9 結核・精神医療給付証の交付

結核医療給付金受給者証の交付

お問い合わせ先

保健予防課予防係

TEL 03-5273-3859

感染症法(結核)の適用を受けている国保加入者で、住民税非課税(18歳未満の方は世帯主が非課税)の方は、申請により「結核医療給付金受給者証」が交付されます。この証を医療機関に提示することで、自己負担金がかかりません。



国保受給者証(精神通院)の交付

お問い合わせ先

各保健センター

※42ページ参照

自立支援医療制度に基づく公費負担を受けている国保加入者で、同一世帯の国保被保険者全員が住民税非課税の場合は、申請により「国保受給者証(精神通院)」が交付されます。この証を医療機関に提示することで、自己負担金がかかりません。対象になるのは外来のみです。

都外で受診した場合

結核・精神医療給付証に記載されている指定医療機関が東京都外の場合は、医療機関等の窓口で自己負担金をお支払いいただき、後日、国保給付係に申請してください。自己負担金相当額を支給します。なお、診療日の翌日から2年を経過すると時効により支給できなくなります。

申請に必要なもの

- 結核・精神医療給付金支給申請書
- 支払った医療費の領収書
- 結核医療給付金受給者証または国保受給者証
- 保険証
- 受診者の口座がわかるもの
- 窓口に来る方の本人(身元)確認書類 ※4ページ参照

ゆうそうしんせい
郵送申請OK



保健事業のご案内

詳細は電子版を
ご覧ください。



新宿区では国保に加入されている方の健康保持増進のために、健康診査や健康相談等を行うほか、宿泊施設の宿泊料金を一部助成しています。

多くの方がこれらの事業を利用して、ご自身の健康管理を行っています。お気軽にご利用ください。

<p>全員</p>	<p>保養施設宿泊補助(6~9月) 宿泊施設の宿泊料を、1人1泊3,000円(2泊まで)補助します。</p>	<p>〈お問い合わせ先〉 医療保険年金課 庶務係</p>
<p>16歳以上の方 ※詳細は別冊[新宿区国民健康保険 保健事業のお知らせ]を参照してください。</p>	<p>歯科健康診査(6~12月) 虫歯や歯周病等の診査や、歯・口の健康のためのアドバイスをします。</p>	<p>〈お問い合わせ先〉 健康づくり課 健康づくり推進係</p>
<p>40~74歳の方 ※詳細は別冊[新宿区国民健康保険 保健事業のお知らせ]を参照してください。</p>	<p>★特定健康診査★特定保健指導★非肥満保健指導(6~3月) 生活習慣病予防を目的とした特定健康診査の受診機会を設けています。また、健診の結果から生活習慣病のリスクに応じた保健指導を行うため、該当の方には案内を送付します(無料)。</p>	<p>〈お問い合わせ先〉 健康づくり課 健診係</p>
<p>原則65歳以上の方</p>	<p>残薬調整バッグ事業 新宿区と連携する区内調剤薬局では、薬剤師がご自宅に余っているお薬の整理や相談に対応します(無料)。また、使いやすい専用の「おくすりバッグ」を差し上げます。</p>	<p>〈お問い合わせ先〉 医療保険年金課 庶務係</p>
<p>40~74歳の方で糖尿病を治療中で、特定健康診査を受けた方のうち、重症化するリスクの高い方</p>	<p>★糖尿病性腎症等重症化予防事業 個々の状況に応じた保健指導を行います。対象の方には、個別に案内を送付します(無料)。</p>	<p>〈お問い合わせ先〉 健康づくり課 健診係</p>
<p>生活習慣病の治療を中断している可能性がある方</p>	<p>★生活習慣病治療中断者への受診勧奨事業 受診再開にむけ、みなさんが持つ不安に対し、看護師が電話でアドバイスします(無料)。</p>	<p>〈お問い合わせ先〉 医療保険年金課 庶務係</p>
<p>医療機関や薬局の利用、また、お薬の服用が適切でない可能性がある方</p>	<p>★受診行動適正化事業 同じ症状で、沢山の病院を受診している方等に対し、看護師が電話でアドバイスをします(無料)。</p>	<p>〈お問い合わせ先〉 医療保険年金課 庶務係</p>

以上の事業のうち、★がつく事業は、新宿区国民健康保険データヘルス計画及び第三期新宿区特定健康診査等実施計画に定め実施しています。

利用実績や利用者からのご意見等は、新宿区国民健康保険運営協議会(傍聴可)で報告しています。

詳細は電子版をご覧ください。

新宿区国民健康保険データヘルス計画及び第三期新宿区特定健康診査等実施計画とは？

「被保険者の健康増進(健康寿命の延伸)」、「医療費の適正化」や生活習慣病の発症や重症化の予防を目的に定めています。詳細は電子版をご覧ください。

お問い合わせ先

詳細は電子版を
ご覧ください。



医療保険年金課(本庁舎4階)

	係の名前	電話番号	FAX
資格届出・保険料賦課	国保資格係	03-5273-4146	03-3209-1436
保険給付・高額療養費	国保給付係	03-5273-4149	
保険料納付・口座振替・納付相談	納付推進係	03-5273-4158	
保養施設	庶務係	03-5273-4078	

高齢者医療担当課(本庁舎4階)

	電話番号	FAX
後期高齢者医療制度	03-5273-4562	03-3203-6083

健康づくり課・保健センター

	係・保健センターの名前	電話番号	FAX
健康診査 がん検診 歯科健康診査	健診係	03-5273-4207	03-5273-3930
	健康づくり推進係	03-5273-3047	
	牛込保健センター	03-3260-6231	03-3260-6223
	四谷保健センター	03-3351-5161	03-3351-5166
	女性の健康支援センター	03-3200-1026	03-3200-1027
	東新宿保健センター	03-3952-7161	03-3952-9943

特別出張所(※一部の届け出は特別出張所でもできます。)

	特別出張所名	電話番号	FAX
資格届出 加入 脱退 変更 保険料納付	四谷特別出張所	03-3354-6171	03-3350-9403
	単筒町特別出張所	03-3260-1911	03-3235-7121
	榎町特別出張所	03-3202-2461	03-3202-2476
	若松町特別出張所	03-3202-1361	03-3207-1591
	大久保特別出張所	03-3209-8651	03-3207-1831
	戸塚特別出張所	03-3209-8551	03-3207-1861
	落合第一特別出張所	03-3951-9196	03-3952-3181
	落合第二特別出張所	03-3951-9177	03-3952-3183
	柏木特別出張所	03-3363-3641	03-3363-3477
	角筈特別出張所	03-3377-4381	03-5350-2868

毎日の診療案内(24時間)

東京都医療機関案内サービスひまわり TEL 03-5272-0303
 東京消防庁救急相談センター TEL 03-3212-2323



あなたの暮らしと国保

令和5年度版 令和5年6月発行

編集・発行 新宿区健康部医療保険年金課

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1

TEL 03-3209-1111(代表) FAX 03-3209-1436

この印刷物は、業者委託により103,500部印刷製本しています。その経費として、1部あたり46.2円(税込み)がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。

印刷物作成番号

2023-1-3208